

●香川県告示第94号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市坂本町5丁目18番37号

株式会社加ト吉 代表取締役 金森 哲治

(2)事業場の所在地及び名称

三豊市山本町神田3542-1

株式会社加ト吉 山本工場

(3)特定施設に関する事項

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	①スライサー 500 kg/h 1基 ②スライサー 500 kg/h 1基 ③フローズングライNDER 1,000 kg/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	工事着手より7日後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続9時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	350	400
	化学的酸素要求量 (mg/l)	150	200
	浮遊物質 (mg/l)	150	180
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	50	70
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(1基当たり) 9	(1基当たり) 9

また、冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設4基を移設する。

(4)汚水等の処理施設に関する事項

処理の系統に変更は無い。なお、脱水機を1基増設する（増設により脱水機は2基となる）。

(5)排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	25	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質量 (mg/l)	30	40
	窒素含有量 (mg/l)	5	20
	りん含有量 (mg/l)	2	3
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	5	6
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
	排水水の量 (m ³ /日)	705	798

他に排水口が6箇所（雨水専用1箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排水水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年3月7日から同月29日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民部環境衛生課